

# 目論見書補完書面（投資信託）

投資信託をご購入の際は、  
この書面、目論見書および販売用資料の内容をよくお読みください。

## ■ 投資信託（ファンド）のお取引にあたり特に重要な事項

- ・本ファンドは預金と異なり、元本が保証されているものではありません。
- ・本ファンドにおける運用会社（委託者等）が行う運用等により生じた損益は、すべてご購入された投資家（受益者）に帰属します。投資家（受益者）は、収益分配金、償還金、換金（解約）に対する請求権を有します。
- ・ファンドは、主に有価証券等（株式や債券等）を投資対象としています。ファンドの基準価額（純資産総額）は、組み入れる有価証券等を日々時価評価して算出されますので、基準価額の下落により投資元本を割り込むおそれがあります。

## ■ 書面による解除（クーリング・オフ）

本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

## ■ ファンドにかかる投資リスクについて

- ファンドの基準価額は、市場変動リスク（金融商品市場等における相場その他の指標に係る変動により、組み入れる有価証券等の価格が下落するリスク）や信用リスク（組み入れる有価証券の発行者等が債務を履行できなくなるリスク）、その他（流動性等）のリスク（組み入れる有価証券等が現金化できない、その他不測の事態等が発生するリスク）の影響を受けて変動するため、投資元本を割り込むおそれがあります（外貨建資産を組み入れている場合は、為替変動リスク（外国為替相場の変動によるリスク）による影響も受けます）。
- 上記のリスクを含むより詳細な内容については、目論見書に記載しておりますのでご確認ください。

## ■ ファンドにかかる手数料等について

- 投資信託のご購入、換金にあたっては各種手数料等（購入時手数料、換金時手数料、信託財産留保額等）が必要です。また、これらの手数料等とは別に信託報酬と監査報酬、有価証券売買手数料等その他費用等を毎年、信託財産を通じてご負担いただきます。
- お客さまにご負担いただく手数料等はこれらを足し合わせた金額となりますが、当該手数料等の合計額等については、保有期間等に応じて異なりますので、事前に表示することができません。
- 手数料等の内容はファンド毎に異なります。詳細な内容については、目論見書に記載しておりますのでご確認ください。

（裏面もご覧ください）

## ■ 本ファンドに係る契約および販売会社の概要

- ・ ファンドの信託期間は、信託約款で定められています。信託期間は、委託者等の所定の手続により延長、または短縮される場合があります。
- ・ 当行は、本ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売等に関する事務を行います。

|                                 |                                                                                                                                                                            |
|---------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 商号等                             | 株式会社三井住友銀行（登録金融機関）関東財務局長（登金）第 54 号                                                                                                                                         |
| 本店所在地                           | 〒100-0005 東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 2 号                                                                                                                                            |
| 設立年月日                           | 平成 8 年 6 月 6 日                                                                                                                                                             |
| 加入協会                            | 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、<br>一般社団法人第二種金融商品取引業協会                                                                                                                             |
| 当行の苦情処理措置<br>及び紛争解決措置           | 一般社団法人全国銀行協会または特定非営利活動法人証券・金融商品<br>あっせん相談センターを利用<br>一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室<br>電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772<br>特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター 連絡先<br>電話番号 0120-64-5005 |
| 対象事業者となってい<br>る認定投資者保護団体<br>の有無 | 無                                                                                                                                                                          |
| 主な事業                            | 銀行業務・登録金融機関業務                                                                                                                                                              |
| 当行が行う登録金融機<br>関業務の内容及び方法<br>の概要 | ・ 国債証券等のディーリング業務、投資信託受益証券等の窓口販売業務<br>・ 短期有価証券及び短期社債等、資産金融型有価証券の売買等<br>・ 私募の取扱い業務、金融商品仲介業務<br>・ 店頭デリバティブ取引                                                                  |
| 連絡先                             | 三井住友銀行コールセンターまたはお取引のある支店までご連絡ください。<br>三井住友銀行コールセンター 0120-431-952                                                                                                           |

より詳細な当行の概要は、店頭またはインターネット（[www.smbc.co.jp](http://www.smbc.co.jp)）に備えるディスクロージャー（開示資料）をご覧ください。

（2024 年 7 月 1 日作成）

このページの下記情報は、株式会社三井住友銀行からのお知らせです。  
(このページの以下の記載は目論見書としての情報ではございません)

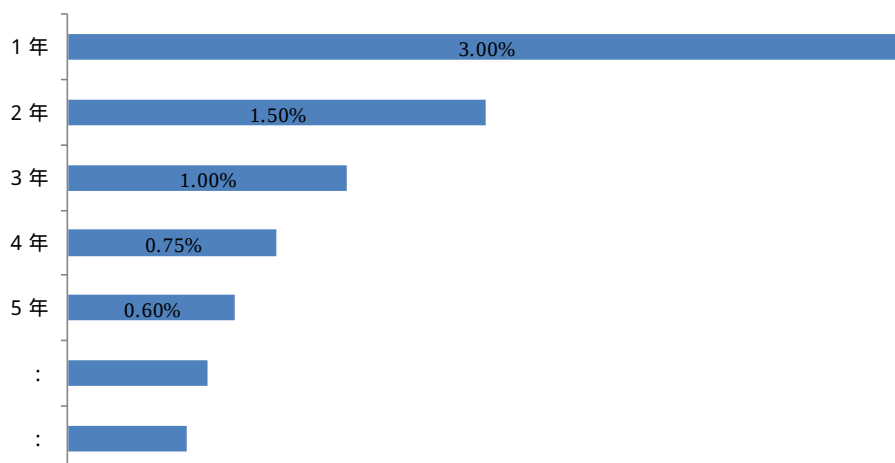
## 購入時手数料に関するご説明

- 投資信託の購入時手数料は、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

例えば、購入時手数料が3%(税抜)の場合

【保有期間】

【1年あたりのご負担率(税抜)】



投資信託によっては、購入時手数料を頂戴せず、ご解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

上記の図の手数料率や保有期間は例示です。

実際の手数料率や残存期間等の詳細は目論見書又は販売用資料(リーフレット)等でご確認ください。

投資信託をご購入いただいた場合には、上記の購入時手数料のほか、信託報酬等をご負担いただきます。

また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。

## 目論見書補完書面(投資信託)

投資信託をご購入の際は、以下と目論見書の内容をよくお読みください。

### 利益相反の可能性の情報提供に関するご説明

- 当ファンドのお取引に関し、以下の事項があることにより、当行とお客さまとの利益が相反するおそれがあります。
- ・ 当行は、当ファンドを販売することにより、目論見書に記載の販売会社が配分を受ける信託報酬を受領いたします。



使用開始日  
2022年8月9日



当ファンドは、特化型運用を行います。

## ゴールドマン・サックス社債／ マクロアロケーター戦略ファンド 2022-09

単位型投信／海外／資産複合／特殊型(条件付運用型)

| 商品分類        |            |                   |                 | 属性区分       |      |                  |            |        |
|-------------|------------|-------------------|-----------------|------------|------|------------------|------------|--------|
| 単位型・<br>追加型 | 投資対象<br>地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) | 補足分類            | 投資対象資産     | 決算頻度 | 投資対象地域           | 為替<br>ヘッジ※ | 特殊型    |
| 単位型         | 海外         | 資産複合              | 特殊型<br>(条件付運用型) | 債券<br>(社債) | 年1回  | グローバル<br>(日本を除く) | なし         | 条件付運用型 |

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

◆上記の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

この目論見書により行う「ゴールドマン・サックス社債／マクロアロケーター戦略ファンド2022-09」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2022年7月22日に関東財務局長に提出しており、2022年8月7日にその効力が生じております。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下、「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧できます。  
本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。  
なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については委託会社の照会先までお問い合わせください。

〈委託会社〉[ファンドの運用の指図を行う者]

### アセットマネジメントOne 株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第324号  
設立年月日:1985年7月1日  
資本金:20億円(2022年4月末現在)  
運用する投資信託財産の合計純資産総額:17兆5,807億円  
(2022年4月末現在)

委託会社への照会先

【コールセンター】

0120-104-694

(受付時間:営業日の午前9時～午後5時)

【ホームページアドレス】

<http://www.am-one.co.jp/>

〈受託会社〉[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

### みずほ信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。



# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を図ることを目的として、運用を行います。

## ファンドの特色

**1** 当ファンドはゴールドマン・サックスが発行する円建債券<sup>\*1</sup> (以下、ゴールドマン・サックス社債) に高位に投資<sup>\*2</sup>し、設定日から約5年後の満期償還時の当ファンドの償還価額<sup>\*3</sup>について、元本確保をめざします<sup>\*4</sup>。

<sup>\*1</sup> ゴールドマン・サックス・ファイナンス・コーポ・インターナショナルが発行し、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクによる保証が付されます。

<sup>\*2</sup> 満期まで保有することを前提とし、原則として銘柄入替は行いません。

<sup>\*3</sup> 当ファンドは、信託期間約5年の単位型投資信託です。

<sup>\*4</sup> 投資する債券の発行体等が債務不履行となった場合等には、元本確保できない場合があります。信託期間中に当ファンドを解約した場合や当ファンドが繰上償還された場合等には、解約価額や償還価額が元本を下回る場合があります。

**2** 当ファンドはマクロアロケータ戦略指数の累積収益率により決定される実績連動クーポンと固定クーポンで構成されるゴールドマン・サックス社債の利金を獲得することをめざします。

●固定クーポンは、每期一定水準支払われます。

●実績連動クーポンは、ゴールドマン・サックス社債の満期時に元金と共に支払われます。

●実績連動クーポンは、運用開始基準日以来<sup>\*5</sup>のマクロアロケータ戦略指数の累積収益率<sup>\*6</sup>にほぼ連動する水準<sup>\*7</sup>に決定します。

●マクロアロケータ戦略指数は、米国のインフレーションと経済成長からなる景気局面を判定し、資産配分を行う計量モデルに基づき算出されます。

●マクロアロケータ戦略指数は、米国株価指数先物、米国債券先物、米国物価連動国債、金先物およびコモディティ指数等で構成されます。

●マクロアロケータ戦略指数は目標リスク水準を年率2%程度とします。

※上記数値は目標値であり、常にリスク水準が一定であること、あるいは目標値が達成されることのいずれも約束するものではありません。また、上記数値はリスク水準の目標を表すものであり、年率2%程度の収益を目標とすることを意味するものではありません。

<sup>\*5</sup> 運用開始基準日は2022年9月12日です。

<sup>\*6</sup> 累積収益率は2027年8月19日に決定される予定です。

<sup>\*7</sup> 連動する水準は100%をめざしますが、ファンド設定時の市場環境等によっては100%を下回る場合があります。

※マクロアロケータ戦略指数の詳細については、P4～P5をご参照ください。



# ファンドの目的・特色

**3** 当ファンドはゴールドマン・サックス社債の利金収入から諸コスト等\*<sup>8</sup>を差し引いた分配原資のなかから、年1回の決算時に1万口当たり15円程度(課税前)\*<sup>9</sup>の分配を行うことをめざします。

\*<sup>8</sup> 信託報酬およびその他の費用等です。

\*<sup>9</sup> 上記は有価証券届出書提出日(2022年7月22日)現在の市場環境等を前提とした委託会社の予想に基づく分配金(以下「予想分配金」といいます。)であり、将来の運用の成果を示唆および保証するものではありません。分配原資となるゴールドマン・サックス社債の利金(固定クーポン)は、当ファンド設定日にゴールドマン・サックス社債の発行条件において決定されます。固定クーポンの利率は金利動向や発行体の信用力等の影響を受けるため、実際の分配金は予想分配金とは異なる可能性があります。

※実績連動クーポンと第5期の固定クーポンに基づく収益は、分配金として支払われるのではなく、ファンドの償還金額に含まれます。

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配を約束するものではありません。また、分配金が支払われない場合もあります。

- 当ファンドの投資対象には、一般社団法人投資信託協会規則の信用リスク集中回避のための投資制限に定められた比率を超える支配的な銘柄(当ファンドの場合は、特定の発行体が発行する社債)が存在するため、当ファンドは当該支配的な銘柄に集中して投資を行う特化型運用を行います。
- 当ファンドは、ゴールドマン・サックス社債に限定して投資を行いますので、当該債券の発行体等に経営破たんや経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

※当ファンドは、満期償還時における元本確保をめざしますが、元本の確保を保証するものではありません。

ゴールドマン・サックス社債には、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクによる保証が付されます。

**ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの信用格付け**



※2022年5月末時点  
※格付けは当ファンドに組み入れる債券のものとは異なります。  
※格付投資情報センター(R&I)の発行体格付けを使用。

世界有数の金融グループ、ゴールドマン・サックス

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクは、投資銀行業務、証券業務および投資運用業務を中心に、企業、金融機関、政府機関、個人など多岐にわたるお客さまを対象に幅広い金融サービスを提供している世界有数の金融機関です。1869年に創業、ニューヨークを本拠地として、世界の主要な金融市場に拠点を擁しています。

|     |              |
|-----|--------------|
| 総資産 | 約194兆4,777億円 |
|-----|--------------|

※2022年3月末時点  
※1米ドル=122.39円(2022年3月末時点)で換算しています。  
出所:ゴールドマン・サックス証券株式会社のデータをもとに  
アセットマネジメントOne作成

運用プロセス

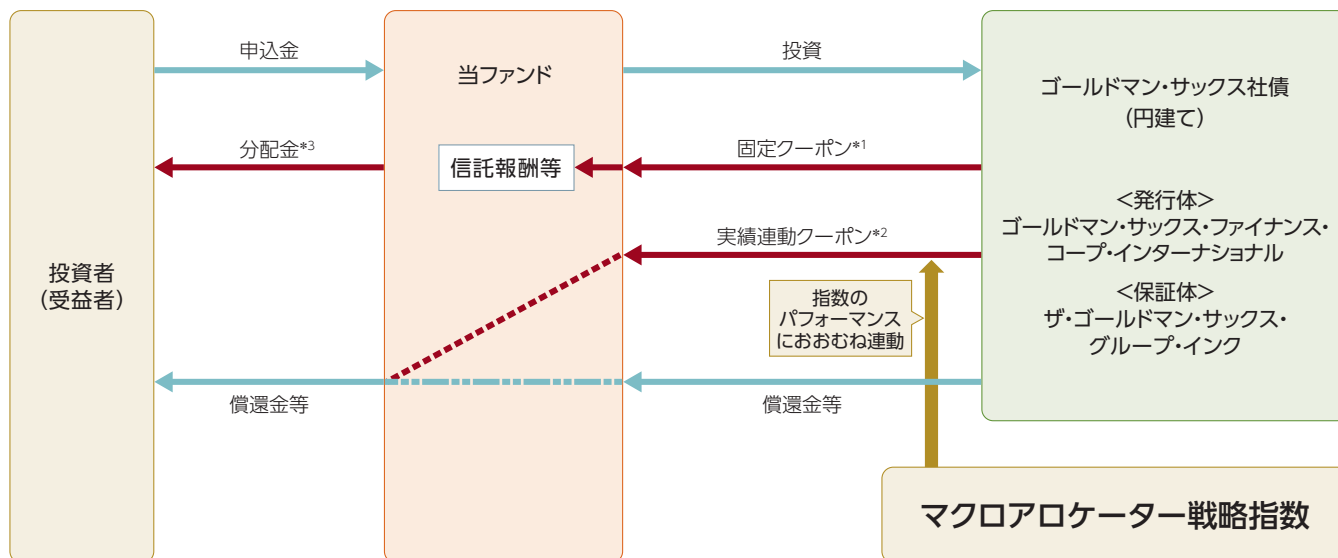
ファンドの設定

ゴールドマン・サックス社債(円建て)に投資し、原則として満期まで保有します。



# ファンドの目的・特色

## ■ ファンドの仕組み



\*1 固定クーポンは、分配金および信託報酬等に充当することをめざします。

\*2 実績連動クーポンは、運用開始基準日以来のマクロアロケーター戦略指数の累積収益率にほぼ連動する水準に決定します。運用開始基準日以来のマクロアロケーター戦略指数の累積収益率がマイナスの場合には実績連動クーポンはゼロになります。

\*3 分配金はおおむね固定クーポンから信託報酬等を差し引いた分配原資のなかからお支払いします。また、分配原資の全額を分配金としてお支払いすることを約束するものではありません。なお、実績連動クーポンと第5期の固定クーポンに基づく収益は、分配金として支払われるのではなく、当ファンドの償還金額に含まれます。

※図は、当ファンドをご理解いただくためのイメージです。

※投資する債券の発行体等が債務不履行となった場合等には、元本確保できない場合があります。信託期間中に当ファンドを解約した場合や当ファンドが繰上償還された場合等には、解約価額や償還価額が元本を下回る場合があります。

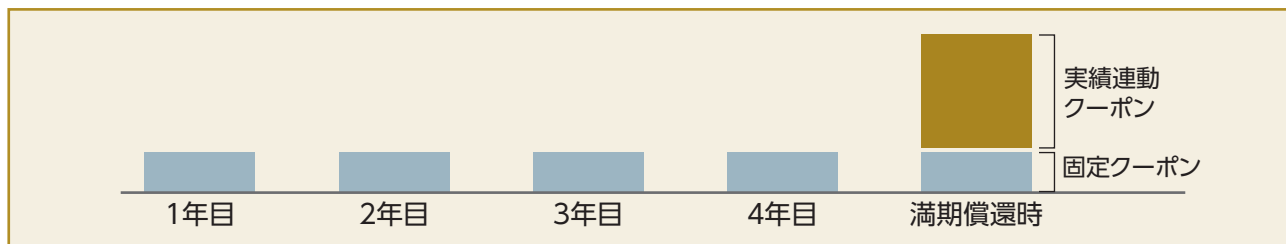
## <ゴールドマン・サックス社債の利金について>

固定クーポン\*は、毎期一定水準支払われます。

実績連動クーポンは、マクロアロケーター戦略指数のパフォーマンスに基づいてゴールドマン・サックス社債の満期償還時に元金と共に支払われます。

\* 満期償還時の固定クーポンと実績連動クーポンは、ゴールドマン・サックス社債の償還金額に含まれます。

### 固定クーポンと実績連動クーポンのイメージ



※上記はイメージ図です。



# ファンドの目的・特色

## <当ファンドの分配金について>

当ファンドはゴールドマン・サックス社債の利金の一部を、以下のタイミングでお支払いすることをめざします。

### ◆ 年1回の決算時

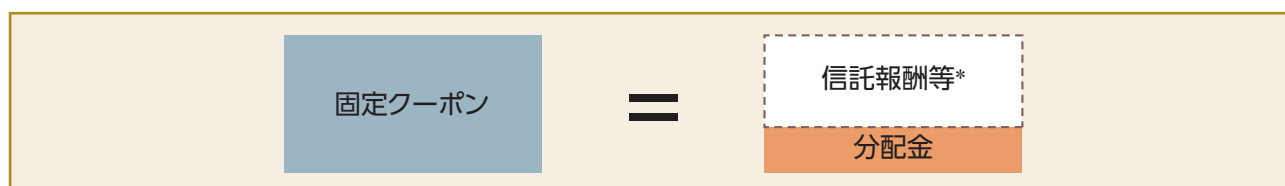
原則、毎年9月10日(休業日の場合は翌営業日)の決算日に、ゴールドマン・サックス社債の固定クーポン収入から信託報酬等を差し引いたものを分配原資とします。

分配原資のなかから、1万口あたり15円程度(課税前)\*の分配を行うことをめざします。

\* 有価証券届出書提出日(2022年7月22日)現在の市場環境等を前提とした委託会社の予想に基づく分配金(以下、「予想分配金」といいます。)であり、将来の運用の成果を示唆および保証するものではありません。分配原資となるゴールドマン・サックス社債の利金(固定クーポン)は、当ファンド設定日にゴールドマン・サックス社債の発行条件において決定されます。固定クーポンの利率は金利動向や発行体の信用力等の影響を受けるため、実際の分配金は予想分配金とは異なる可能性があります。実績連動クーポンと第5期の固定クーポンに基づく収益は、分配金として支払われるのではなく、当ファンドの償還金額に含まれます。

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配を約束するものではありません。また、分配金が支払われない場合もあります。

### 分配金と費用のイメージ



\* その他の費用等が含まれます。

※上記は、当ファンドをご理解いただくためのイメージ図です。

### ◆ 満期償還時

満期償還時には固定クーポンから信託報酬等を差し引いた収益と実績連動クーポンに基づく収益が償還金額の一部として支払われます。

実績連動クーポンは、運用開始基準日(2022年9月12日)以来のマクロアロケーター戦略指数\*<sup>1</sup>の累積収益率\*<sup>2</sup>にほぼ連動する水準に決定します。

マクロアロケーター戦略指数の累積収益率がマイナスの場合は、実績連動クーポンはゼロになります。

\*<sup>1</sup> マクロアロケーター戦略指数は、各資産の構成比率とそれぞれの収益率を合成し、戦略控除率および複製コスト等を控除して算出されます。

・戦略控除率:年率0.75% ・複製コスト:各資産の構成比率等により変化するため事前に表示することができません。

【参考】複製コストのシミュレーション結果:年率0.05%~年率0.25%の範囲(期間:2003年3月31日~2022年5月31日)

\*<sup>2</sup> 累積収益率は2027年8月19日に決定される予定です。

### 実績連動クーポンの算出式

$$\text{実績連動クーポン} = \text{マクロアロケーター戦略指数の累積収益率} \times \text{連動率}^{*3}$$

\*<sup>3</sup> 連動率は、どれほど対象指数と同調した動きをするかを示す数値です。

※連動率は100%をめざしますが、当ファンド設定時の市場環境等によっては100%を下回る場合があります。なお、連動率は当ファンド設定時に決定され、その後に変更されることはありません。



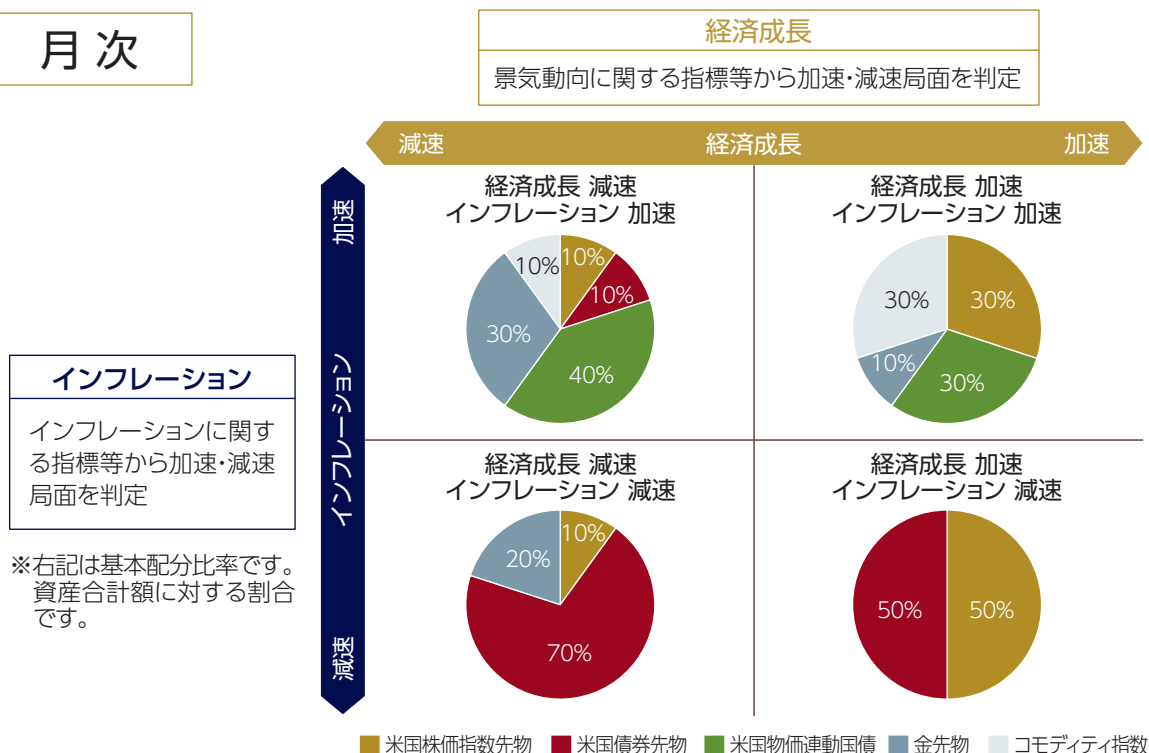
# ファンドの目的・特色

## ＜マクロアロケータ戦略指数について＞

マクロアロケータ戦略指数は、米国株価指数先物、米国債券先物、米国物価連動国債、金先物およびコモディティ指数等で構成されます。

米国のインフレーションと経済成長からなる景気局面を判定し、月次で資産配分を見直します。資産配分はゴールドマン・サックス独自の計量モデルに基づいて決定します。

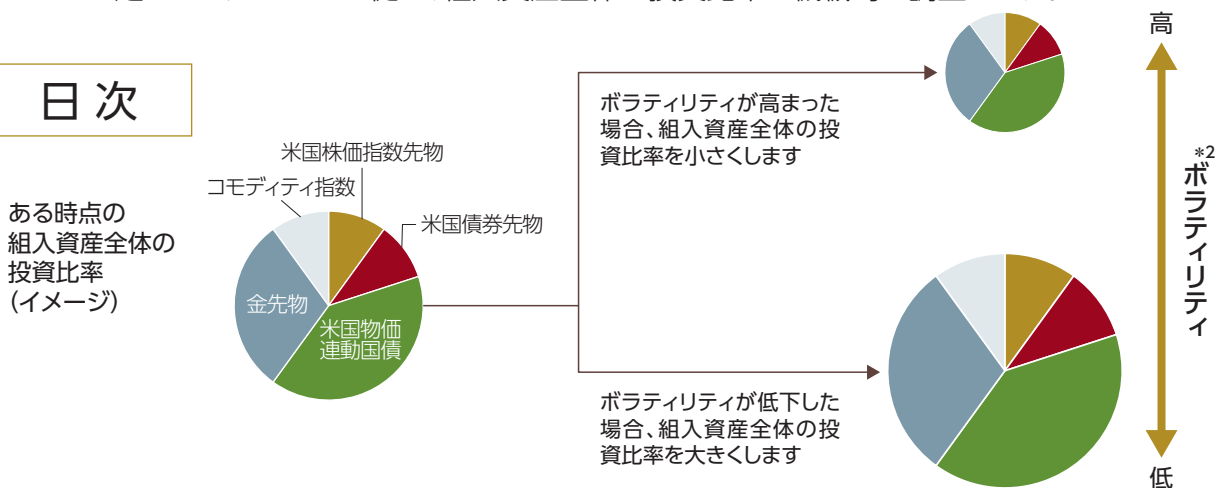
### 月次



目標リスク水準が年率2%程度<sup>\*1</sup>になるよう日次でチェックします。

あらかじめ定められたルールに従い、組入資産全体の投資比率を機械的に調整します。

### 日次



\*1 上記数値は目標値であり、常にリスク水準が一定であること、あるいは目標値が達成されることのいずれも約束するものではありません。また、上記数値はリスク水準の目標を表すものであり、年率2%程度の収益を目標とすることを意味するものではありません。

\*2 ボラティリティとは、価格変動の大きさを示す値です。



# ファンドの目的・特色

## ■ 主な投資制限

- 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- 投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- 1発行体等当たりの株式等、債券等およびデリバティブ等の信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。ただし、ゴールドマン・サックス・ファイナンス・コープ・インターナショナルが発行する円建債券の投資割合には、制限を設けません。

## ■ 分配方針

年1回の決算時(毎年9月10日(休業日の場合は翌営業日))に、元本超過額または経費控除後の配当等収益のいずれか多い額を対象として、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

\*初回決算日は、2023年9月11日です。

ゴールドマン・サックス社債／マクロアロケーター戦略ファンド2022-09(以下「当ファンド」)は、アセットマネジメントOne株式会社(以下「アセットマネジメントOne」)が設定・運用を行います。「ゴールドマン・サックス」は、Goldman Sachs & Co. LLC.(以下「使用許諾者」)の日本およびその他の国において登録された商標です。アセットマネジメントOneおよびその関連会社は、使用許諾者またはその関連会社・関係会社(以下「ゴールドマン・サックス」と総称)との間に資本関係はありません。ゴールドマン・サックスは、当ファンドの設定または販売に何らの責任も有しておらず、当ファンドの設定または販売にこれまで関与したこともありません。ゴールドマン・サックスは、当ファンドの受益者または公衆に対し、有価証券一般もしくは当ファンドへの投資の適否、当ファンドが一般市場もしくは指数実績を追跡する能力の有無もしくは投資リターンを提供する能力の有無に関して、明示的か黙示的かを問わず、いかなる表明または保証も行っておりません。使用許諾者とアセットマネジメントOneの関係は、当ファンドに関する使用許諾者の商標の使用許諾に限られます。

参照戦略スポンサー(ゴールドマン・サックス・インターナショナル)およびそれらの関連会社は、マクロアロケーター戦略指数に関する品質、正確性および／または完全性について、何ら保証するものではありません。また、内容を制限することなく、いかなる場合においても、直接的、間接的、特別、懲罰的、派生的またはその他の損害(逸失利益を含みます。)について、契約、不法行為その他のいずれによるかを問わず、いかなる者に対しても何ら責任を負いません。



# 投資リスク

## 基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。  
また、投資信託は預貯金と異なります。

### 価格変動 リスク

市場金利の変化、ゴールドマン・サックスの信用状況やその資金調達を行う市場環境の悪化、マクロアロケータ戦略指数の収益率の低下は、当ファンドが投資する円建債券の価格、ひいては基準価額の下落要因となります。

#### <債券>

金利の変動は、公社債等の価格に影響を及ぼします。金利の上昇は、一般に公社債の価格を下落させ、基準価額が下落する要因となります。

また、当ファンドが投資する円建債券は、マクロアロケータ戦略指数の累積収益率に基づき満期時のクーポン総額が変動します。当該収益率がマイナスとなった場合は実績連動クーポンがゼロとなり、債券の利金は固定クーポンのみとなります。市場金利やゴールドマン・サックスの信用状況に変化がない場合でも、ゴールドマン・サックスが資金調達を行う市場環境が悪化した場合やマクロアロケータ戦略指数の収益率が低下することにより満期時のクーポン総額が低下すると見込まれる場合は、債券価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。

#### <マクロアロケータ戦略指数>

当ファンドの実績連動クーポンの算出の基準となるマクロアロケータ戦略指数の収益率の主な変動要因は、以下のとおりです。

- ・マクロアロケータ戦略指数は米国株価指数先物、米国債券先物、米国物価連動国債、金先物およびコモディティ指数等により構成され、資産配分されます。構成比率が高い資産の価値が下落した場合や、複数またはすべての資産の価値が同時に下落した場合等には、マクロアロケータ戦略指数の収益率が下落する要因となります。
- ・マクロアロケータ戦略指数については、米国株価指数先物、米国債券先物、米国物価連動国債、金先物およびコモディティ指数等をもとに算出されるため、当該取引の評価損益は為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該評価損益の通貨に対して円高になった場合には、マクロアロケータ戦略指数の収益率が下落する可能性があります。
- ・マクロアロケータ戦略指数の実質的な構成対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制、また取引規制等の要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。海外に投資する場合には、これらの影響を受け、マクロアロケータ戦略指数の収益率が下落する要因となります。

### 信用 リスク

投資する債券の発行体または保証体の経営不安・倒産等の発生は、基準価額が著しく下落する要因となります。

有価証券等の価格は、その発行体に債務不履行等が発生または予想される場合には、その影響を受け変動します。

当ファンドが投資するゴールドマン・サックス・ファイナンス・コーポ・インターナショナル発行の円建債券はザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクが保証を行います。ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの信用力が業績悪化・経営不振などにより著しく低下した場合、あるいは倒産した場合、その影響を大きく受け、基準価額が著しく下落する可能性があります。



# 投資リスク

## 銘柄集中 リスク

特定の債券への集中投資は当該債券へのリスクが顕在化した場合、基準価額が著しく下落する要因となります。

ファンドは特定の債券(単一銘柄)を組み入れ、原則として銘柄入替を行わない方針です。当該債券へのリスクが顕在化した場合、多数の銘柄に分散投資を行う投資信託の場合と比較し、大きな影響を被り、基準価額が著しく下落する要因となります。

## 流動性 リスク

市場混乱や投資する債券の発行体等の信用状況の著しい悪化等により流動性が著しく低下し、売却価格が想定される価格と乖離した場合は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドが投資する円建債券は、市場混乱等があった場合、発行体等の信用状況が著しく悪化した場合等には流動性が著しく低下し、売却価格が一般的に想定される価格と乖離することにより、想定以上にファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。また、円建債券の発行体等の信用リスクが顕在化した場合等には、当該円建債券の一部売却ができなくなり、そのために換金の受け付けを中止することがあります。

## 早期償還 リスク

投資する債券が債務不履行・早期償還等となった場合は、時価で換金されるため、ファンドの償還価額も投資元本を下回る可能性があります。

当ファンドは、満期償還時点において受益者の投資元本の確保をめざしますが、主要投資対象とする債券が以下に掲げる場合等により債務不履行(デフォルト)となった場合、または法令あるいは税制の変更等により早期償還となる場合、当該債券の資金化後に繰上償還を行います。その場合、当該債券は時価で換金されるため元本の確保ができず、ファンドの償還価額も投資元本を下回る可能性があります。

＜投資対象とする債券が債務不履行(デフォルト)となる主な場合＞

1. 発行体および保証体が元金の支払いを怠った場合
2. 発行体および保証体が利息の支払いを怠り、発行体が不払いの通知を受領してから30日が経過しても利息の支払いが行われなかった場合
3. 発行体の解散もしくは清算の命令がなされたか、発行体の解散もしくは清算のための有効な決議が可決された場合(ただし、支払能力がある時点で行われる合併、組織再編もしくはリストラクチャリングを目的としてまたはこれらの手続きに従って行われる場合を除く。)
4. 承継発行体(ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクもしくはその完全子会社に限られます。)が債券の発行要項に従って発行体のすべての債務を承継した場合には、当該承継発行体について、当該承継発行体の設立法域の法律に基づき、または当該承継発行体が倒産手続きに関する欧州議会及び欧州理事会規則(Regulation (EU) 2015/848)上の「主たる利益の中心」("centre of main interest")を有する国の法律に基づき、上記3に記載の事由と類似の効果を持つ事由が生じた場合

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

### \*基準価額の推移(イメージ)



当ファンドは、ゴールドマン・サックス社債に集中して投資を行いますので、基準価額は当該債券の価格変動の影響を受けます。

ゴールドマン・サックス社債の債券価格の主な下落要因は次のとおりです。

- ①国内金利の上昇
- ②発行体等の信用リスクの悪化に伴う信用スプレッドの拡大
- ③マクロアロケーター戦略指数のパフォーマンス下落

※上記はイメージであり、当ファンドの基準価額の推移を示したものではありません。



# 投資リスク

## その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- 収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご留意ください。
  - 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
  - 分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
- マクロアロケータ戦略指数に重大な変更があった場合、または算出・公表が停止等された場合等には、主要投資対象とする債券の発行要項により、利金の条件等が変更となります。この場合、分配を行わない場合があります。
- 税率の引き上げ、課税状況の変化、管理諸費用の増加等当初想定しえなかった費用または支出が発生した場合には、収益分配金またはファンドの償還価額が減少し、さらには投資元本を下回る水準となる可能性があります。
- 当ファンドは、中途解約した場合、換金価額が投資元本を下回る可能性があります。
- 当ファンドは、保有期間中に基準価額が1万円を下回る場合があります。

## リスクの管理体制

委託会社では、運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。また、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。運用評価委員会はこれらの運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。なお、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※リスク管理体制は、今後変更になることがあります。



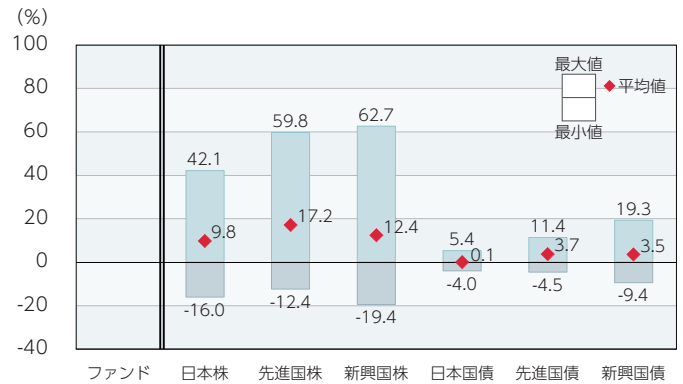
# 投資リスク

## <参考情報>

### ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

該当事項はありません。

### ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



ファンド:有価証券届出書提出日現在、運用実績はありません。  
代表的な資産クラス:2017年5月～2022年4月

\*有価証券届出書提出日現在、分配金再投資基準価額およびファンドの年間騰落率はありません。

\*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。  
\*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

### 各資産クラスの指数

|      |                                        |                                                                                                                                                                                                                      |
|------|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日本株  | 東証株価指数 (TOPIX)<br>(配当込み)               | 「東証株価指数 (TOPIX)」は、日本の株式市場を広く網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標準または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社 (以下「JPX」という。) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標準または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。 |
| 先進国株 | MSCIコクサイ・インデックス<br>(配当込み、円ベース)         | 「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。                                            |
| 新興国株 | MSCIエマージング・マーケット・インデックス<br>(配当込み、円ベース) | 「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。                                              |
| 日本国債 | NOMURA-BPI国債                           | 「NOMURA-BPI国債」は、野村證券株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。                                             |
| 先進国債 | FTSE世界国債インデックス<br>(除く日本、円ベース)          | 「FTSE世界国債インデックス (除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。                                     |
| 新興国債 | JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド (円ベース)     | 「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。                      |

(注) 海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。



## 運用実績

有価証券届出書提出日現在、当ファンドの運用実績はありません。

### 基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

### 分配の推移

該当事項はありません。

### 主要な資産の状況

該当事項はありません。

### 年間収益率の推移

該当事項はありません。

※当ファンドにはベンチマークはありません。



# 手続・手数料等

## お申込みメモ

|                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購 入 単 位                       | 1口以上1口単位または1円以上1円単位で販売会社が定める単位(当初元本1口=1円)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 購 入 価 額                       | 1口当たり1円(基準価額は1万口当たりで表示しています。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 購 入 代 金                       | 販売会社が定める期日までにお支払いください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 換 金 単 位                       | 1口以上1口単位で販売会社が定める単位                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 換 金 価 額                       | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 換 金 代 金                       | 原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 申 込 締 切 時 間                   | 換金のお申込みは、原則として営業日の午後3時までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 購 入 の 申 込 期 間                 | 2022年8月9日から2022年9月8日まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 換 金 申 込 不 可 日                 | 以下のいずれかに該当する日には、換金のお申込みの受付を行いません。<br>東京の銀行、ロンドンの銀行、ニューヨークの銀行、シカゴ・マーカントایل取引所、CMEグローバルベックス、シカゴ商品取引所、ニューヨーク・マーカントایل取引所、ニューヨーク商品取引所、ICEフューチャーズU.S.(ソフトコモディティ市場)、ICEフューチャーズヨーロッパ(コモディティ市場)、ロンドン金属取引所のいずれかの休業日、5月1日、12月24日                                                                                                                                                                |
| 換 金 制 限                       | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 換 金 申 込 受 付 の 中 止 お よ び 取 消 し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、組み入れた円建債券の換金ができなくなった場合、その他やむを得ない事情があるときは、換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 信 託 期 間                       | 2027年9月10日まで(2022年9月9日設定)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 繰 上 償 還                       | 当ファンドが主要投資対象とする債券の発行体等が債務不履行(デフォルト)となった場合、または債券が法令あるいは税制の変更等により早期償還となる場合には、資金化後に信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)させます。<br>当ファンドが次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合</li> <li>・受益権口数が10億口を下回ることであった場合</li> <li>・マクロアロケーター戦略指数に重大な変更があった場合、または算出・公表が停止等された場合</li> <li>・やむを得ない事情が発生した場合</li> </ul> |
| 決 算 日                         | 毎年9月10日(休業日の場合は翌営業日)<br>※初回決算日:2023年9月11日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 収 益 分 配                       | 年1回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 信 託 金 の 限 度 額                 | 2,500億円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 公 告                           | 原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ( <a href="http://www.am-one.co.jp/">http://www.am-one.co.jp/</a> )に掲載します。                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 運 用 報 告 書                     | ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 課 税 関 係                       | 課税上は株式投資信託として取り扱われます。<br>公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。<br>配当控除および益金不算入制度の適用はありません。                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| そ の 他                         | 購入の申込期間中において、資金動向、投資対象市場環境等によっては、購入のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入のお申込みの受付を取り消し、当ファンドの設定を見送ることがあります。                                                                                                                                                                                                                                                                                      |



# 手続・手数料等

## ファンドの費用・税金

### ■ファンドの費用

| 投資者が直接的に負担する費用             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |           |                                           |
|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-------------------------------------------|
| 購 入 時 手 数 料                | 購入価額に、 <b>1.1% (税抜1.0%)</b> を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。<br>購入時手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。                                                                                                                                                                                     |           |                                           |
| 信 託 財 産 留 保 額              | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>0.3%</b> の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。                                                                                                                                                                                                                                                                   |           |                                           |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |           |                                           |
| 運 用 管 理 費 用<br>( 信 託 報 酬 ) | ファンドの日々の元本総額に対して、 <b>年率0.44% (税抜0.40%) 以内*</b><br>信託報酬＝運用期間中の元本×信託報酬率<br>※運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末、途中換金時または信託終了のときファンドから支払われます。                                                                                                                                             |           |                                           |
|                            | 支 払 先                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 内 訳 (税 抜) | 主 な 役 務                                   |
|                            | 委託会社                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 年率0.20%以内 | 信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価          |
|                            | 販売会社                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 年率0.17%以内 | 購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価 |
|                            | 受託会社                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 年率0.03%   | 運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価             |
|                            | *信託報酬率については以下のとおりとします。<br>①設定日から起算して3営業日目まで<br><b>年率0.407% (税抜0.37%)</b> とします。なお、当該期間中の配分は以下のとおりです。                                                                                                                                                                                                                        |           |                                           |
|                            | 支 払 先                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 委 託 会 社   | 販 売 会 社                                   |
|                            | 内 訳 (税 抜)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 年率0.17%   | 年率0.17%                                   |
|                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |           | 受 託 会 社                                   |
|                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |           | 年率0.03%                                   |
|                            | ②設定日から起算して4営業日目以降<br>設定日におけるゴールドマン・サックス社債の発行条件を勘案して委託会社が決定します。なお、当該料率およびその配分については、委託会社のホームページで公表します。                                                                                                                                                                                                                       |           |                                           |
| そ の 他 の<br>費 用 ・ 手 数 料     | その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。<br>・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料<br>・信託事務の処理に要する諸費用<br>・外国での資産の保管等に要する費用<br>・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等<br>監査費用は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等はその都度ファンドから支払われます。<br>※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。 |           |                                           |

※上記手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。



# 手続・手数料等

## ■税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期                          | 項目        | 税金                                            |
|-----------------------------|-----------|-----------------------------------------------|
| 分 配 時                       | 所得税および地方税 | 配当所得として課税<br>収益分配金に対して20.315%                 |
| 換 金（ 解 約 ） 時<br>お よ び 償 還 時 | 所得税および地方税 | 譲渡所得として課税<br>換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

※上記は2022年4月末現在のものです。

※少額投資非課税制度[愛称:NISA(ニーサ)]および未成年者少額投資非課税制度[愛称:ジュニアNISA(ジュニアニーサ)]をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

一定の投資性金融商品の販売に係る

# 重要情報シート（個別商品編）

投資信託

2022年8月

## 1 商品の内容

当行は、組成会社等の商品を販売会社として、お客さまに商品の勧誘を行っています

|                     |                                                                          |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 金融商品の名称・種類          | ゴールドマン・サックス社債／マクロアロケーター戦略ファンド2022-09                                     |
| 組成会社（運用会社）          | アセットマネジメントOne株式会社                                                        |
| 販売会社                | 株式会社 三井住友銀行                                                              |
| 金融商品の目的・機能          | 安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を図ることを目的として、運用を行います。                                 |
| 商品組成に携わる事業者が想定する購入層 | この商品は、中長期での資産形成を目的とし、この商品の運用方針に則した収益を求め、元本割れリスクを許容する方を主な購入層として念頭においています。 |
| パッケージ化の有無           | パッケージ化商品ではありません。                                                         |
| クーリング・オフの有無         | 金融商品取引法第37条6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。                                  |

次のようなご質問があれば、お問い合わせください

- この商品が、私の知識、経験、財産状況、ライフプラン、投資目的に照らして、ふさわしいと考える理由について説明してください。
- この商品を購入した場合、どのようなアフターフォローサービスを受けることができますか。
- この商品が複数の商品を組み合わせたものである場合、個々の商品購入と比べて、どのようなメリット・デメリットがありますか。

## 2 リスクと運用実績

本商品は、元本が保証されず、損失が生じるリスクがあります

|                   |                                                                            |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 損失が生じるリスクの内容      | 運用資産の市場価格の変動による影響を受けます。<br>投資先などの破綻や債務不履行による影響を受けます。<br>為替相場の変動による影響を受けます。 |
| 〈参考〉<br>過去1年間の収益率 | 当ファンドは直近1年間の騰落率がないため、表示しておりません。                                            |
| 〈参考〉<br>過去5年間の収益率 | 当ファンドは直近5年間の騰落率がないため、表示しておりません。                                            |

※ 損失リスクの内容の詳細は、契約締結前交付書面【交付目論見書】の「投資リスク」、運用実績は「運用実績」箇所に記載しています。

以下のようなご質問があれば、お問い合わせください

- この商品のリスクについて、私が理解できるように説明してください。
- この商品に類似する商品はありますか。あれば、その商品について説明してください。

### 3 費用

本商品の購入または保有には、費用が発生します

|                    |                                                                                      |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 販売手数料など            | お申込価額に、お申込口数、手数料率を乗じて得た額です。<br>一律0.55%（税抜0.50%）<br>※別に定める場合はこの限りではありません。             |
| 継続的に支払う費用（信託報酬など）  | 信託財産の元本総額に対して、年率0.44%（税抜0.40%）以内<br><br>その他の費用・手数料等がファンドから支払われますが、事前に料率・上限等を表示できません。 |
| 運用成果に応じた費用（成功報酬など） | ありません。                                                                               |
| 信託財産留保額など          | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.30%を乗じた額                                                         |

※ 上記以外に生ずる費用を含めて、詳細は契約締結前交付書面【交付目論見書】の「手続・手数料等」箇所に記載しています。

#### 以下のようなご質問があれば、お問い合わせください

- ・私がこの商品に〇〇（通貨単位）を投資したら、手数料がいくらになるか説明してください。

### 4 換金・解約の条件

本商品を換金・解約する場合、一定の不利益を被ることがあります

- この商品の償還期限は2027年9月10日です。ただし、期限更新や繰上償還の場合があります。
- 信託財産留保額を換金時にご負担いただきます。
- 大口の換金、取引所等における取引停止等の場合には、換金ができないことがあります。

※ 詳細は契約締結前交付書面【交付目論見書】の「手続・手数料等」箇所に記載しています。

#### 以下のようなご質問があれば、お問い合わせください

- ・この商品を解約するときに、具体的にどのような制限や不利益があるのかについて説明してください。

### 5 当行の利益とお客さまの利益が反する可能性

- 当行がお客さまにこの商品を販売した場合、当行は、お客さまが支払う信託報酬のうち、組成会社等から年率0.187%（税抜0.17%）以内の手数料をいただきます。これは各種書類の送付、口座管理、情報提供等の対価です。
- 当行は、この商品の組成会社等との間で資本関係等の特別な関係はありません。
- 当行の営業員に対する業績評価上、この商品の販売が他の商品の販売より高く評価されるような場合はありません。

※ 利益相反の内容とその対応方針については、当行ホームページ「SMBC 利益相反管理方針の概要」をご参照ください。  
<https://www.smbc.co.jp/riekisouhan/>



#### 以下のようなご質問があれば、お問い合わせください

- ・私の利益より銀行の利益を優先する可能性がある場合、あなたの会社では、どのような対策をとっていますか。

### 6 租税の概要

NISA、つみたてNISA、iDeCoの対象か否かもご確認ください

- 税金は右の表に記載の時期に適用されます。個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| NISA | つみたてNISA | iDeCo |
|------|----------|-------|
| ○    | ×        | ×     |

| 時期 | 分配時                           | 換金・解約、償還時                                         |
|----|-------------------------------|---------------------------------------------------|
| 項目 | 所得税および地方税                     | 所得税および地方税                                         |
| 税金 | 配当所得として課税<br>収益分配金に対して20.315% | 譲渡所得として課税<br>換金（解約）時および償還時の<br>差益（譲渡益）に対して20.315% |

※ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※ 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

※ 法人の場合は上記とは異なります。

※ 詳細は契約締結前交付書面【交付目論見書】の「手続・手数料等」箇所に記載しています。

（上記は、2022年8月9日現在のものです。）

投資信託をご購入の際は、最新の「投資信託説明書（交付目論見書）」および一体となっている「目論見書補完書面」を必ずご覧ください

## 単位型国内公募株式投資信託における分配金の課税関係に関する補足事項

単位型国内公募株式投資信託については、普通分配金および元本払戻金（特別分配金）の区分はなく、基準価額が元本を下回っている場合においても分配金について課税されます。

詳細は、最新の「投資信託説明書（交付目論見書）」をご確認ください。

### 【投資信託に関する留意点】

- 投資信託をご購入の際は、最新の「投資信託説明書（交付目論見書）」および一体となっている「目論見書補完書面」を必ずご覧ください。これらは当行本支店等にご用意しています。
- 投資信託のご購入、換金にあたっては各種手数料等（購入時手数料、換金時手数料、信託財産留保額等）が必要です。また、これらの手数料等とは別に信託報酬と監査報酬、有価証券売買手数料等その他費用等を毎年、信託財産を通じてご負担いただきます。お客さまにご負担いただく手数料はこれらを足し合わせた金額となります。
- これらの手数料等は各投資信託およびその通貨・購入金額等により異なるため、具体的な金額・計算方法を記載することができません。各投資信託の手数料等の詳細は、目論見書・販売用資料等でご確認ください。
- 投資信託は、元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託は国内外の株式や債券等へ投資しているため、投資対象の価格の変動、外国為替相場の変動等により投資した資産の価値が投資元本を割り込むリスクやその他のリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うことになります。
- 投資信託は預金ではありません。
- 投資信託は預金保険の対象ではありません。預金保険については窓口までお問い合わせください。
- 当行で取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 当行は販売会社であり、投資信託の設定・運用は運用会社が行います。

作成基準日：2022 年 7 月末



三井住友銀行

株式会社三井住友銀行  
登録金融機関 関東財務局長(登金)第54号  
加入協会/日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、  
一般社団法人第二種金融商品取引業協会